

福祉サービスの
し お り

知的に障害のある人たちのために



沼津市福祉事務所
障 害 福 祉 課

平成31年2月

目次

療育手帳	1
年金・手当	3
医療	6
障害福祉サービス等	8
日常生活用具	11
施設・学校	12
職業	15
税金	18
割引減免	20
その他のサービス・案内	25
沼津市障害者相談支援事業	29
福祉関係団体一覧表	30

療育手帳

知的に障害のある人が、いろいろな支援を受けやすくするため、保護者又は本人の申請に基づいて、県知事が「療育手帳」を発行します。

療育手帳には障害の程度に応じて「A」(重度)と「B」(その他)があります。

手帳の交付手続き

相談は、居住地の児童相談所・知的障害者更生相談所（東部健康福祉センター）、市障害福祉課で、申請は、市障害福祉課でおこなってください。

そして、18歳未満の児童は児童相談所で、18歳以上の人は知的障害者更生相談所において、医学的・心理的な専門の判定により、知的に障害があると判定された場合に手帳を交付します。

～手帳を持っている人へ～

このようなとき、手帳に記載されている保護者又は本人（就学中を除き、単身で生活している18歳以上）が居住する市町村の障害福祉担当課で手続きをしてください。

◎再判定が必要なとき

◎住所が変わったとき

◎氏名が変わったとき

◎紛失、または破損したとき

◎本人が亡くなったとき

MEMO

療育手帳

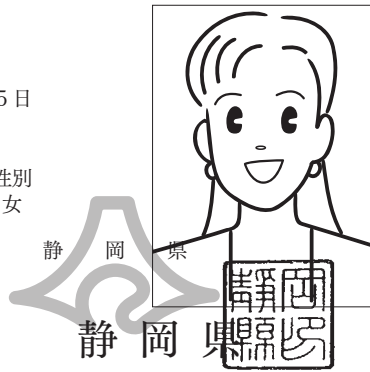
療育手帳番号 → 静岡県 12345 号

交付年月日 平成30年8月5日
再交付年月日

氏名 沼津花子 性別 女
平成17年4月1日生

障害の程度 B

旅客鉄道株式会社 第二種
旅客運賃減額



次期判定年月が近づきましたら忘れずに再判定の手続きをしてください。

合併障害	(身体障害 級)
判定年月日	平成30年7月17日
次期判定年月	
判定機関	静岡県東部児童相談所
【本人】	
住所	静岡県沼津市御幸町16-1

【保護者】		
氏名	続柄	電話
沼津市男	父	055-934-4829
住所	静岡県沼津市御幸町16-1	

【予備欄】	

障害基礎年金 ● 特別児童扶養手当
その他の年金・手当

年金・手当

※年金や手当は療育手帳とは別制度のため、申請にはそれぞれ定められた診断書等が必要になります。

障害基礎年金

国民年金に加入している人で、病気やケガ等により障害が生じた場合、又は20歳に達する前にすでに障害が生じた人が、20歳になったときに支給されます。ただし、無拠出の場合、本人の所得により制限があります。

障害基礎年金	金額	備考	窓口
1 級	年額 974,125円	障害の程度や保険料納付状況及び年齢等により給付対象とならない場合があります。	市民課 TEL 934-4724 沼津年金事務所 TEL 921-2201
2 級	年額 779,300円		

特別児童扶養手当

この手当は、身体や知的に障害等のある20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者に対する養育手当です。

区分	金額	支給対象	窓口
1 級	月額 51,700円	おおむね療育手帳A	障害福祉課 TEL 934-4829
2 級	月額 34,430円	おおむね療育手帳Bの一部	

※子どもが20歳に達すると手当は終了しますので、国民年金法による「障害基礎年金」の申請手続きをしてください。

～支給制限～ 次のような場合は、手当は支給されません。

- ①受給者の前年所得及び受給者の配偶者又は扶養義務者で生計を同じくする人の前年所得が一定の基準を超える場合
- ②子どもが児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設、保育所、通園施設等は除く）

その他の手当・年金

障害が特に重度の人に対して、「障害基礎年金」又は「特別児童扶養手当」の他に次の手当が支給されます。

手当の種類	支給対象者	窓口
特別障害者手当 (20歳以上) 月額 26,940円	在宅の20歳以上の障害のある人で、日常生活において、常時特別の介護を必要として、原則的に心身に重度の障害(国民年金法による障害程度が1級のもの)が2つ以上ある人に支給されます。	障害福祉課 TEL 934-4829
障害児福祉手当 (20歳未満) 月額 14,650円	在宅の20歳未満であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されます。	

～支給制限～ 次のような場合は、上記の手当は支給されません。

- ①本人や同居の扶養義務者の所得が基準を超えた場合。
- ②本人が社会福祉施設に入所した場合。
- ③特別障害者手当は、本人が病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院した場合。

MEMO

手当・年金の名称	内 容	窓 口
心身障害児在宅福祉手当 (20歳未満) 月額 5,000円	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を共に所得制限で受給できない子どもの保護者に支給されます。	
心身障害者扶養共済年金 (拋出制年金)	療育手帳(A・B)所持者又はそれと同等以上の障害のある人の保護者(65歳未満で特別の疾病または障害のない人)が一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあった場合、障害のある人に終身一定額の年金が支給されます。	障害福祉課 TEL 934-4829
児童扶養手当 全額支給 月額 42,500円 一部支給 月額 42,490~10,030円 2人目以降は、所得額に応じて加算額が変わります。 2人目 月額 10,040~5,020円 3人目以降 月額 6,020~3,010円	児童の父・母親に重度の障害があり、長期にわたり就労が困難な状態の場合に、その児童を養育する母・父又は、養育者に支給されます。 認定条件 ①上記児童の母・父又は養育者が公的年金等を受給していないこと、もしくはその額が児童扶養手当額より低いこと。 ②夫婦の一方が重度の障害の状態にあるとき、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合、その差額を支給。	こども家庭課 TEL 934-4827
特別障害給付金 1級 月額 51,650円 2級 月額 41,320円 (所得による制限があります)	障害基礎年金等を受給していない、障害のある人で、 ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生か、 ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者等)の配偶者であって、任意加入せず、当該期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級の程度に該当する人に支給されます。	市民課 TEL 934-4724

重度障害者（児）医療費助成
その他の医療費助成等

医療

重度障害者（児）医療費助成

心身に重度の障害のある人に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。 **〈窓 口〉** 障害福祉課 TEL 934-4829

対 象	療育手帳A 同 Bの一部（20歳未満） 特別児童扶養手当1・2級を受給している児童
助 成 対 象	医療機関や薬局等で支払われる医療費の自己負担金（保険診療分） （保険がきかない健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、オムツ代、入院時の差額ベッド代や食事代等は助成対象外です。） ※65歳以上の新規対象者のうち、住民税課税世帯に属する方は入院医療費が助成対象外です。 ★「高額療養費」や「家族療養費附加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が対象となります。
一 部 負 担 金	1ヶ月1病院500円まで（ただし住民税非課税世帯で、在宅で生活している人は負担なし） （薬局については自己負担金はありません。）
所 得 制 限	本人（20歳以上）及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は助成対象となりません。
申 請 方 法	医療機関へ受給者証を提示し、今まで通り一旦医療費を全額支払っていただくと、医療機関がまとめて申請します。 県外でかかった医療費は領収書を添付し、医療費助成金支給申請書を障害福祉課へ提出してください。また、保険適用の鍼灸マッサージについても、県内外関係なく領収書を添付して申請書を障害福祉課へ提出してください。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度による医療は75歳から適用されますが、次の障害のある人は、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。

対 象	窓 口
療 育 手 帳 A	国民健康保険課 TEL 934-4728

その他の医療費助成等

区 分	内 容	窓 口
小児慢性 特定疾病 医療費助成	国の指定する慢性疾病の治療をしている 原則18歳未満の児の自己負担分の医療費 の全額または一部が助成されます。	東部健康福祉センター 福祉課 TEL 920-2057
特定医療費 (指定難病) 医療費助成	国の指定した指定難病については、自己 負担分の医療費の一部が助成されます。	東部健康福祉センター 地域医療課 TEL 920-2109
未熟児養育 医療費助成	入院治療が必要な原則2,000g以下の児に 対して必要な医療を行い、その費用の一 部を公費負担します。	健康づくり課 TEL 951-3480
精神障害者 医療費助成	沼津市に住所があり、精神科への入院期 間が継続して3ヶ月を超える、またはす でに助成を受け、退院後6ヶ月以内に再 入院した精神に障害のある人に、保険診 療の自己負担金の1/3を助成します。	障害福祉課 TEL 934-4831
こども医療費 助 成	沼津市に住所がある高校3年生相当年齢 までのこどもを対象とし、入院・通院と も保険診療の自己負担金が無料になりま す。(入院時食事療養費標準負担額も無料)	
母子家庭等 医療費助成	児童(20歳未満)を養育している父又は 母に重度の障害があり、かつ、所得税非 課税である世帯は、医療費の助成が受け られます。 ※所得審査の際に一部みなし扶養控除を 行います。	こども家庭課 TEL 934-4827
障 害 者 歯 科 相 談 医	障害者(児)の歯科相談に応じ、治療や 予防措置、専門医療機関への紹介等を行 います。	沼津市歯科医師会 TEL 963-0425

障害福祉サービス等

障害のある人が利用できる福祉サービスは、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所給付に分けられ、それぞれの内容は次のとおりです。

自立支援給付

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の知的障害により常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	施設において、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に新たに雇用された人が、継続的に就労できるよう、連絡調整や相談等の支援を行います。
	自立生活援助	自宅で単身等で生活する人が自立した日常生活ができるよう、相談や日常生活上の援助を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

障害児通所給付（児童福祉法）

児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は、医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などの集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得等の支援を行います。

※就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していることなどを条件に利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置があります。詳細については、障害福祉課にお問い合わせください。

地域生活支援事業

制 度	対象障害区分、対象者	内 容
相 談 支 援	障害のある人とその家族等	障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談や情報提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援を行います。（P29参照）
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	障害のある人とその家族等	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
移 動 支 援 業	療育手帳所持者	（ヘルパー支援型） 社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学、通院以外）及び余暇活動等の社会参加のために1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。
	障害のある児童・生徒（就学前児童含む）	（送迎支援型） 自宅から学校若しくは社会生活上必要不可欠な施設まで、又は学校から社会生活上必要不可欠な施設までの間の移動支援を行います。
	公共交通機関の利用が困難な療育手帳A所持者（自動車税減免・タクシー利用料金助成・重度要介護者通院支援事業利用者は不可）	（車両支援型） 市内及び沼津市近隣において、娯楽、買物、通院、冠婚葬祭、公的機関への手続き等（通勤、通学以外）のため外出することが必要になった時に、リフト付乗用車を利用して移動の支援を行います。（年片道24回）
活 動 支 援 業	療育手帳所持者・特別支援学校や市内小中学校の特別支援学級に通う人	（活動支援型） 日中活動を必要とする人に対し、日常的な訓練等を行います。
		（見守り支援型） 介護や支援を必要とする人に、宿泊を伴わない一時的な見守りによる支援を行います。

利用の手続き

下記〔問合せ、申請窓口〕に申し出てください。

〔問合せ、申請窓口〕 障害福祉課 TEL 934-4830

サービス利用の負担額

障害福祉サービスにかかる利用者の負担には、障害のある人及び配偶者の市民税の額により負担の上限額が決められています。

なお、利用者の負担の上限月額下表のとおりです。（移動支援事業、活動支援事業は除く）

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯（所得割合計額16万円未満）で居宅で生活する者	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

障害児（20歳未満の入所施設利用者を含む）の場合は、扶養義務者（保護者等）の市民税の額により、負担の上限額が下表のとおりになります。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で居宅で生活する者	4,600円
	市民税課税世帯（所得割合計額28万円未満）で施設で生活する者	9,300円
一 般 2	上記以外	37,200円

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

障害福祉サービス・障害児通所（又は入所）支援・補装具などのサービスを併用した為に一月の自己負担額（法定の利用者負担額）の合計が基準額を超えた時に超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。

また、継続的に障害福祉サービスの支給決定を受けていた人が、65歳になり介護保険サービスへ移行した際に、新たに発生する利用者負担額相当分について、新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます（一定の支給要件を満たす必要があります）。

日常生活用具

日常生活用具

在宅の心身に重度の障害のある人に対し、日常生活用具を給付し日常生活の便宜を図り、その福祉の増進につとめています。

- * 申請前に購入すると補助の対象になりません。事前にご相談ください。
- * 障害のある人が属する世帯（18歳以上の場合は本人とその配偶者）の住民税額に応じて自己負担金があります。なお、住民税の課税状況により制度の対象外となる場合があります。
- * 日常生活用具の給付は主として在宅生活者になります。

〔窓 〇〕 障害福祉課 TEL 934-4829

種 目	対 象 者	性 能
特殊マット	療育手帳A所持者	褥瘡の防止や失禁等による汚染または損耗を防止できるもの
火災警報器	療育手帳A所持者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
自動消火器	療育手帳A所持者のうち、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出して、初期火災を消火することができるもの
特殊便器	療育手帳A所持者のうち、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	足踏ペダルで温水温風を出しうるもの及び介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）
頭部保護帽	療育手帳A所持者のうち、てんかんの発作等により頻りに転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電磁調理器	18歳以上の療育手帳A所持者	障害のある人が容易に使用し得るもの

その他の日常生活用具

区 分	内 容	窓 〇
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付	在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（18種類）を給付します。（課税状況に応じて一部自己負担あり）	健康づくり課 TEL 951-3480

施設・学校

施設

障害のある人の施設は、児童福祉法による障害児施設、障害者総合支援法による障害者施設等に分かれ、これらの施設に入所、または通所し、日常生活や作業訓練を行い、社会自立等を目的としています。

児童施設（18歳未満）

施設の種類	内容	代表的な施設
福祉型障害児入所施設	身体に障害のある児童、知的に障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を保護し、基本的な生活習慣や自立に必要な知識や技能の指導訓練等を行います。	・あしたか学園 沼津市東原164-1 TEL 966-7134
児童発達支援センター	心身に障害があり、療育を必要とする児童に対して、通所による療育指導を行うとともに、障害を持つ児童が通う保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。	・児童発達支援センターみゆき 沼津市東原161-1 TEL 968-0500

～注意～ 扶養義務者（保護者等）の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕 児童発達支援センターみゆき TEL 968-0500
障害福祉課 TEL 934-4830

沼津市内や周辺の知的障害者入所施設（18歳以上）一覧表

施設名	種別	〒住所	電話
沼津のぞみの里	生活介護施設入所支援	410-0303 沼津市西椎路659-2	969-0211
あまぎ学園	自立訓練・就労継続B・施設入所支援	410-0301 沼津市宮本5-2	923-7850
ワークスうしづせ	就労移行・就労継続B・施設入所支援	410-0301 沼津市宮本5-2	923-7908

施設名	種別	〒住所	電話
みはらしの里	生活介護 施設入所支援	411-0000 三島市エビノ木4745	985-2244
みはらしの丘	生活介護・ 施設入所支援	411-0000 三島市エビノ木4745	985-2241
富士清心園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666-232	0544 58-2682
富士明成園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666-232	0544 58-4858
富士厚生園	生活介護 施設入所支援	418-0111 富士宮市山宮3666-232	0544 58-2681
富士和光学園	生活介護 施設入所支援	417-0801 富士市大淵4632-6	0545 35-0384
きぼうの里	生活介護 施設入所支援	417-0801 富士市大淵14283-1	0545 37-0515
富士見学園	生活介護・自立訓練・ 施設入所支援	417-0801 富士市大淵2158	0545 35-0686
野菊寮	生活介護 施設入所支援	412-0006 御殿場市中畑1798	0550 89-1421
さくら学園	生活介護 施設入所支援	412-0045 御殿場市川島田1976	0550 89-0789
エイブル富岳	生活介護 施設入所支援	412-0034 御殿場市大坂168-2	0550 87-0281
富岳の郷	生活介護 施設入所支援	412-0032 御殿場市二子525-4	0550 87-3198
さつき学園	生活介護 施設入所支援	412-0033 御殿場市神山1925-322	0550 87-1747
富岳の園	就労継続B・生活介護・ 施設入所支援	412-0033 御殿場市神山1925-1148	0550 87-0167
駿東学園	生活介護 施設入所支援	410-1322 駿東郡小山町吉久保1050	0550 76-3808
悠雲寮	生活介護 施設入所支援	411-0934 駿東郡長泉町下長窪1122-2	988-0660
碧の園	生活介護 施設入所支援	414-0053 伊東市荻578-3	0557 45-6000
駿豆学園	生活介護 施設入所支援	410-3304 伊豆市小下田2492	0558 99-0248

※通所施設等については、下記相談窓口にお問い合わせください。

～注意～ 障害のある人及び配偶者の市民税の額により自己負担金があります。

〔相談窓口〕 障害福祉課 TEL 934-4830

学 校

知的に障害のある児童に対する教育の場としては、特別支援学校があります。

学 校 名	所 在 地	電 話
県立沼津特別支援学校	〒410-0306 沼津市大塚823-1	966-0980

以上の他に特別支援（育成）学級が設置されている小学校、中学校があります。

○障害のある子どもの教育……心身に障害のある幼児・児童生徒で一般の教育集団での保育、教育が困難な場合は、専門校などにおける専門的教育を受けることができます。

〔相談窓口〕 各学校及び沼津市教育委員会学校教育課就学支援担当
(TEL 934-4809) に相談してください。

MEMO

職業

静岡県立あしたか職業訓練校

この訓練校は、働く意欲のある、主として身体や知的に障害のある人に対して、社会参加、就職ができるように、各人に適した職業訓練を行うところです。寮も完備しています。

所在地 沼津市宮本5-2 TEL 924-4380

〔相談窓口〕 あしたか職業訓練校、又は沼津公共職業安定所 TEL 931-0145

1 募集訓練科及び定員

訓練科名	訓練内容	定員	訓練期間
コンピュータ科	文書作成、表計算、データベース、CAD、画像処理、ホームページ作成等を学ぶとともに文書作成、データ活用、簿記の資格取得を目指します。	10人	1年間
生産・サービス科	機械操作コース 金属の手仕上げ加工や、工作機械の操作を学び、機械部品製作の基本的な技能を身につけます。 加工組立コース 電子、電気部品のハンダ付けなどの加工や、機械・器具の分解、組立の技能を身につけます。 流通・環境コース バックヤード業務や接客などの訓練を行い、販売・流通・清掃などの技能を身につけます。 (各コースの共通訓練) パソコン操作、環境整備、コミュニケーション実習などの訓練をします。	40人	

2 応募資格

身体、知的又は精神に障害があり、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持又は申請中の人を対象とし、次の用件を満たす人

〈コンピューター科〉

高等学校受験程度の学力を有する18歳以上の人

〈生産・サービス科〉

15歳以上の人

MEMO

就職支援制度

〔相談窓口〕 沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津） TEL 918-3713

種 類	内 容	備 考
職 業 相 談 職 業 紹 介	就職を希望する障害のある人の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、きめ細やかな職業相談、職業紹介を実施します。	
トライアル雇用	障害のある人が原則として3ヶ月間試行雇用（トライアル雇用）として雇用され、事業主と障害のある人双方の理解を深めていく制度です。	対象要件あり
公共職業訓練	障害のある人に対して必要な技術を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として障害者職業訓練校で行っています。訓練期間は、3ヶ月～2年間です。	①訓練費用は無料 （教材費は実費） ②訓練生に訓練手当を支給 （支給要件あり）
委 託 訓 練	障害のある人に対して、居住する地域で企業などの多様な委託先を活用した訓練を実施することにより、職業訓練の受講機会を大幅に拡充し、雇用の促進を図る制度です。訓練期間は原則として3ヶ月以内です。	訓練生には訓練手当を支給 （支給要件あり）
短 期 職 場 適 応 訓 練	実際に従事する仕事を経験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技術程度、適応性の有無等を把握してもらい、作業環境に適応することを容易にします。都道府県が民間事業主に委託して行い、訓練期間は原則として、2週間以内（重度の障害のある人は4週間以内）です。	訓練生には訓練手当を支給 （支給要件あり）
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするため都道府県又は都道府県労働局が民間事業所に委託して訓練を実施します。訓練期間は原則として、6ヶ月以内（重度の障害のある人は1年以内）です。	訓練生には訓練手当を支給 （支給要件あり）
ジョブコーチ	障害のある人が雇用される作業現場に、援助者（ジョブコーチ）を一定期間派遣する制度です。障害のある人からの仕事を続けるうえでの悩み等の相談を受けたり、雇用する企業との間に入って問題解決に向けての方法の助言を行います。	国が行う制度と静岡県が行う制度があります。

税金

所得稅等

療育手帳が交付されると、税の控除や減免が受けられます。

税の種類	対象範囲	区分	金額	窓口
所得稅	障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が該当) 療育手帳B	所得控除	27万円	沼津税務署 TEL 922-1560
	特別障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族が該当) 療育手帳A	所得控除	40万円	
	同居特別障害者控除 (特別障害者が同居している場合該当)	所得控除	75万円	
市民稅	障害のある人で前年の合計所得金額が125万円以下の人	非課税	—	市民税課 TEL 934-4735 934-4736
	障害者控除 (所得稅同)	所得控除	26万円	
	特別障害者控除 (")	所得控除	30万円	
	同居特別障害者控除 (")	所得控除	53万円	
相続稅	障害のある人が相続により財産を取得した場合	税額控除	詳細 右記へ	
贈与稅	特定障害者扶養信託契約により特別障害者である受益者に対しては、信託受益権の価額のうち、6,000万円(特別障害者以外の者は3,000万円)までは、贈与税を課さない	非課税	6,000万円 又は 3,000万円	沼津税務署 TEL 922-1560
心身障害者扶養共済掛金	条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得額から控除	所得控除	掛金額	沼津税務署 TEL 922-1560

税の種類	対象範囲	区分	金額	窓口
非課税 貯蓄等の 利子所得	療育手帳所持者	非課税	マル優・預金等元本 350万円 特別マル優・公債額面額 350万円	各金融機関 販売機関

自動車税等

療育手帳の等級が「重度（A）」に該当する人で、専ら障害のある人の通院や通学に利用するため、本人又は生計同一者及び常時介護者が運転する、本人又は生計同一者名義の自動車1台につき、自動車税、自動車取得税等が減免されます。

税の種類	対象範囲	金額	窓口
自動車税及び 自動車取得税	障害のある人の生業、通学、 通院のために、本人又は生 計同一の家族が自動車を取 得、所有する場合。	減税 ※	自動車税 沼津財務事務所 自動車税課 TEL 920-2019 自動車取得税 沼津財務事務所 自動車税分室 TEL 966-0626
軽自動車税			市役所 市民税課 TEL 934-4734

※減税の上限額は概ね、自動車税は4万5千円、自動車取得税は9万円になります。

【持物】

- 車検証・運転免許証・療育手帳・印鑑（軽自動車税については、マイナンバーカード又は通知カードも必要です。）
- 生計同一・常時介護証明書：障害福祉課にて発行
必要なもの：車検証・運転免許証・療育手帳・印鑑（本人と来庁者が異なる場合は両名分）

- ～注意～
- 自動車取得税については、自動車の登録をする際に沼津自動車検査登録事務所内の県税窓口で申請してください。
沼津財務事務所 自動車税分室 TEL 966-0626
 - 重度障害者タクシー利用券の交付と自動車税の減免は同時に受けることができません。※22ページ参照

鉄道運賃 ● バス運賃 ● 航空運賃
タクシー料金 ● 放送受信料 等

割引減免

鉄道運賃

療育手帳を所持している人は、次のようにJR鉄道線の運賃が割引されます。

種別	利用区分	券種	対象者	割引率
1種	単独利用	普通乗車券 (片道100kmを超える場合)	本人	50%
	介護者あり	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	本人	50%
介護者			50%	
2種	単独利用	普通乗車券 (片道100kmを超える場合)	本人	50%
	本人が12歳未満 で介護者あり	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	本人	50%
介護者			50%	

- ～注意～
- 割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。(コピーでは購入できません)
 - 1種の手帳をお持ちで介護者と一緒に利用する場合、乗車券の購入は自動券売機による小児用乗車券でも有効です。
この場合は、有人改札口で療育手帳とともに提示してください。
 - ご乗車の際は、療育手帳を携行してください。

※私鉄についても割引制度があります。詳細については利用する各私鉄にお問い合わせください。

バス運賃

静岡県の乗合バス事業者は、療育手帳所持者に対し、県内バス路線について次のように運賃を割引します。

※既に割引料金が設定されているミューバス及び自主運行バス等は除く

種別	対象者	券種	割引率	備考
1種	本人及び 介護者	普通券	50%	運賃を支払うとき、手帳を提示してください。
		定期券	30%	
2種	本人	普通券	50%	定期券を購入するときは、障害福祉課が発行する証明書が必要です。
		定期券	30%	

※介護者は1人のみです。

※証明書発行【窓口】 障害福祉課 TEL 934-4829

【持物】 療育手帳、みとめ印

航空運賃

12歳以上の療育手帳を所持する人が国内線の旅客機を利用するとき、航空運賃が割引されます。

手帳	対象者	割引率
A	本人及び介護者	航空会社や路線によって異なります。
B	本人	

※療育手帳Aの人は単独でも適用されます。

※介護者は1人のみで、本人と同時に同一区間を旅行し、航空券を本人と同じ時に購入する場合があります。

※航空券を購入する際、療育手帳を提示してください。

手帳Aの人は、手帳に
下記の押印があります。

手帳Bの人は、手帳に
下記の押印があります。



船舶運賃

療育手帳を所持している人は、運賃の割引を受けられる場合があります。割引の有無や割引率、購入方法等については、利用する各社にお問い合わせください。

タクシー運賃

タクシー会社が、療育手帳を所持している人に対し、運賃を割引きます。

※割引率 1割

※乗車したとき、乗務員に療育手帳を提示してください。

重度障害者タクシー利用券

在宅の重度の障害のある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。

対象者	助成額	適用除外
療育手帳A所持者	※小型車初乗運賃額年間24回分交付 (利用枚数は1乗車につき4枚まで)	1. 社会福祉施設に入所している人 2. (軽)自動車税の減免を受けている人 ※19ページ参照 3. 入院している人 4. 移動(外出)支援サービス(車両支援型)を受けている人 ※9ページ参照

※年度の途中において、新たに助成対象となった場合の交付枚数は、助成対象となった日の属する月に応じて変わります。

〔窓 口〕 障害福祉課 TEL 934-4829

〔持 物〕 療育手帳、みとめ印(本人と申請者が異なる場合は申請者の印)

放送受信料

NHK放送受信料が減免されます。

区分	対象者	窓 口
半額免除	世帯主が療育手帳Aの人	障害福祉課 TEL 934-4829
全額免除	障害のある人がいる世帯全員が市町村民税非課税の人	

〔持 物〕 療育手帳、みとめ印(本人と申請者が異なる場合は申請者の印)

〔問合せ〕 〒422-8787 静岡市駿河区八幡1丁目6-1

NHK静岡放送局営業部 TEL 054-654-5200

電話番号案内

療育手帳を所持している人は、NTTにあらかじめ登録すると104番(番号案内)を無料で利用できます。

〔窓 口〕 NTT TEL フリーダイヤル 0120-104174 (9:00~17:00平日のみ)

携帯電話料金

療育手帳を所持している本人名義の携帯電話(1回線のみ)について、基本使用料等が割引になる会社があります。詳細については、利用する携帯電話会社にお問い合わせください。

郵便葉書

毎年4月20日から5月31日の間、郵便葉書（くぼみ入り・無地・インクジェット）いずれか1種類20枚を、療育手帳Aの所持者に配布する「青い鳥郵便葉書」の制度があります。

〔問合せ〕 日本郵便(株)沼津郵便局 TEL 924-8624

有料道路料金

療育手帳Aを所持している人で、介護者が事前に登録された自動車を運転し、有料道路を利用するときに割引の対象となります。

対象者	車の所有条件	対象となる車輛
介護者運転 (療育手帳A 所持者が同乗)	<p>本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の人が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している人 <p>※所有者の氏名は個人名義に限る。ただし、割賦購入（ローン）または長期リース（レンタカー等短期リースは除く）の場合は、車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に上記に該当する人の氏名が記載されているものは対象となる。</p>	<p>【乗用自動車】 車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下（軽自動車も対象）</p> <p>【貨物自動車】 車検証の用途欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下で、最大積載量が500kg以下（その他条件あり）</p> <p>【特殊用途自動車】 車検証の用途欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動者、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下</p> <p>【二輪自動車】 排気量が125ccを超えるもの</p> <p>【自家用・事業用の別】 車検証の「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載されているもの</p>

※割引率 5割

※申請できる車は障害のある人1人につき1台

※営業用、会社の所有車、レンタカー、タクシー、軽トラック等の車は対象になりません。

〔窓 口〕 障害福祉課 TEL 934-4829

〔問合せ〕 各有料道路事業者

〔問合せ（ETCを利用する場合）〕

有料道路、ETC割引登録係 TEL 045-477-1233（平日9:00～17:00）

〔持 物〕 療育手帳、車検証又は軽自動車届出済証

※申請時に

有料道路割引	介護
-	-
年	月
日まで有効	

 を押印し、車両番号と割引有効期間を記載のう

え、市町村福祉事務所印を押印します。

※有料道路利用時に療育手帳を係員に提示してください。

※割引有効期間は2回目の誕生日までです。その後約2年毎に更新の申請が必要です。また、車の変更等の場合も申請が必要です。

※ETCも利用できます。

（申請には上記の他に障害者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。）

※割引の詳細については、窓口にて配布している「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

MEMO

その他のサービス・案内

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
在 宅 給 食 サービス事業	原則単身世帯で生活する65歳未満の重度障害者で、心身の障害等により、定期的な安否確認と配食支援を必要とする人	対象者の世帯を訪問し、安否確認とともに、栄養バランスの取れた昼食を配達します。(所得税額に応じた自己負担金があります)	障害福祉課 TEL 934-4830 FAX 934-2631
駐 車 禁 止 区 域 での 一 時 的 駐 車	療育手帳A所持者	警察の許可(駐車禁止除外標章の交付)を受けた場合、駐車禁止区域でも一時的に駐車できます。(法定の駐停車禁止場所を除く)	沼津警察署 平町19-11 TEL 952-0110
静 岡 県 ゆ ず り あ い 駐 車 場 制 度	以下に該当し、かつ、歩行が困難な状態にある人 知的障害者 (療育手帳A所持者) 高齢者 (要介護度2以上) 難病患者 妊産婦 (妊娠7ヶ月~産後3ヶ月)	歩行が困難な方に静岡県ゆずりあい駐車場の「利用証」を交付します。	利用証の交付窓口 及び問い合わせ 障害福祉課 TEL 934-4829 制度全般に関する 問い合わせ 静岡県地域福祉課 TEL 054-221-2844
公 営 住 宅 の 入 居	在宅の療育手帳所持者がいる世帯	市営住宅の入居申込みの際は、所得要件が緩和されるので申込書にその旨、記入してください。	住宅営繕課 TEL 934-4792
図 書 等 の 貸 出 (郵送・宅配)	療育手帳所持者で図書館への来館が困難な人	沼津市立図書館・戸田図書館にある貸出し可能な全ての図書、視聴覚資料及び他の図書館で所蔵している貸出し可能な資料の郵送又は宅配を行っています。	市立図書館 三枚橋町9-1 TEL 952-1234

制 度	対 象 者	内 容	窓 口
市営駐車場・ 公の施設に 附 帯 する 駐 車 場	療育手帳の所持 者、又は手帳所持 者が同乗する場合 において、介護者 が使用するとき	最初の2時間まで全 額免除 (サンウェルぬまづ、 千本プラザ、沼津市 立病院、沼津市立図 書館、プラサヴェル デは最初の4時間ま で全額免除)	各施設 ・市営香貫駐車場 ・市営香陵駐車場 ・サンウェルぬまづ ・千本プラザ ・らららサンビーチ ・沼津御用邸記念公園 ・沼津市立病院 ・沼津市立図書館 ・プラサヴェルデ
家 具 等 の 転 倒 防 止	療育手帳所持者が いる世帯	災害時に家具等が転 倒しないよう専門業 者が固定します。 (一世帯1回のみ、4 品まで無料)	危機管理課 TEL 934-4803
ヘルプマーク・ ヘルプカード	義足や人工関節を 使用している人、 内部障害や難病、 妊婦など援助や配 慮を必要としてい る人	緊急時や平時に周囲 に理解を求めるため、 緊急連絡先や必要な 支援内容を記載し携 帯します。 〈ヘルプマーク〉 ストラップのついた ビニールのタグ 〈ヘルプカード〉 折りたたみ式の紙の カード (いずれも無料で配布)	障害福祉課 TEL 934-4829
寡婦(夫)控除の みなし適用 (障 害 福 祉 サービス関係)	未婚のひとり親家 庭の人	障害福祉サービス等 を利用する際に手続 きすると、寡婦(夫) 控除が適用されると みなして利用者負担 額(上限額)等の決 定を受けることがで きます。必要な書類 の提出を求めること があります。	障害福祉課 TEL 934-4829

日常生活自立支援事業

精神や知的に障害のある人、認知症の人、高齢者などの中で判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用などに関する相談に応じ、サービス選択や契約を支援します。また、安心して日常生活が送れるように、料金の支払いや金銭管理等をお手伝いするものです。

〔問い合わせ先〕 沼津市社会福祉協議会
所在地 沼津市日の出町1-15 めまづ健康福祉プラザ内
電 話 922-1500

成年後見制度

精神障害、認知症、知的障害などの理由で判断能力の不十分な人たちを保護し支援する制度です。例えば、不動産や預貯金の管理、福祉サービスなどの契約や悪徳商法などの被害にあわないように保護、支援します。

〔問い合わせ先〕 静岡家庭裁判所沼津支部 家事書記官室
電 話 931-6044

講習会・講座

名 称	対 象 者	内 容	窓 口
文化・趣味・ 教 養 講 座	市内在住の療 育手帳所持者	手芸・料理などの講座 を開催します。(開催時 期・受講回数・開催場 所等は講座の内容に よって異なります。)	障害福祉課 TEL 934-4830
スポーツ教室	市内に在住か、 通勤・通所し ている療育手 帳所持者	スポーツ教室を開催し ます。(種目、開催時期 等は年度によって異な ります。)	
「障害者週間」 市民の集い	どなたでも参 加できます。	毎年12月3日から12月 9日までの「障害者週 間」に合わせて、障害 についての理解を深め るためのイベントを開 催します。 (12月上・中旬、市民文 化センター) 記念講演 会、映画、体験発表、 アトラクション等を行 います。	

相談員

知的に障害のある人の相談に応じ、必要な支援を行うとともに関係機関との連絡をとりながら、知的に障害のある人の福祉増進のための業務を行います。

相談員名簿

平成29年4月1日～31年3月31日

氏名	住所	電話
水口左恵子	沼津市戸田176-13	090-5199-4331
渡邊慈子	沼津市志下553-2	090-6593-3047
湯浅優子	沼津市大岡1705-9	090-2680-2981
吉川庸子	沼津市西椎路48-1 椿ハイツ205	090-8320-2729

民生・児童委員

市内各地域に置かれている民生・児童委員が相談に応じるなど知的に障害のある人の福祉について協力・支援しています。

MEMO

沼津市障害者相談支援事業

市内の障害者相談支援センター、障害者総合相談支援センターにおいて、相談員及び専門員が、地域で生活する障害のある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行っております。

障害者相談支援センター

名称	住所	電話番号	開所日	相談時間
サポートセンター こげら	東原164-1 (あしたか学園内)	969-0810	月～金	午前8時30分から 午後5時
地域生活支援センター ふれあい沼津	本字下一丁田897	954-2735	月～土	午前8時30分から 午後5時
相談支援センター きさらぎ	石川828-3	967-5952	月～金	午前8時30分から 午後5時30分
生活支援センターあしたか (総合地域サポートセンターひまわり内)	宮本5-2	923-7981	月～金	午前8時30分から 午後5時15分
サポートセンター なかせ	中瀬町17-11	935-5680	月～金	午前9時から 午後4時

* 開所日は年末年始・祝祭日を除く。

障害者総合相談支援センター（市役所 障害福祉課内）

相談時間：午前9時から午後4時／開所日：月～金（年末年始・祝祭日を除く）

TEL：055-934-4833／住所：沼津市御幸町16-1

* 各相談は無料です。また、相談により得た個人情報等は保護されます。ご希望により世帯訪問しての相談も行います。

福祉関係団体一覧表

名 称	内 容	連 絡 先	電 話
沼 津 市 手をつなぐ育成会	市内の知的障害児 (者)の福祉の向上	下香貫宮脇323-4 会長 尾藤 正弘	090- 8543-2341
静 岡 県 社会福祉協議会	社会福祉事業の連 絡調整、調査研究	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054 254-5248
沼 津 市 社会福祉協議会	地域福祉事業の連 絡、調整、事業運 営	日の出町1-15 サンウェルぬまづ内	922-1500
静 岡 県 ボランティア協会	ボランティア活動 の推進・啓発	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館2階	054 255-7357
沼 津 市 ボランティアー セ ン タ ー	ボランティアに関 する連絡・調整等	日の出町1-15 沼津市社会福祉協議会	922-1500
静 岡 県 肢体不自由児協会	肢体不自由児の福 祉の啓発・療育	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054 254-5231
沼津市肢体不自由 児(者)を守る 父 母 の 会	肢体不自由の子を 持つ親の会	新宿町19-1-1017 会長 竹内 知子	922-1274

平成31年2月
福祉サービスのしおり

一知的に障害のある人たちのために一

発行 沼津市御幸町16-1

沼津市福祉事務所障害福祉課

TEL 055-934-4829

FAX 055-934-2631

